

## ○ 長崎市表彰規則

昭和 38 年 2 月 13 日規則第 6 号

最終改正：令和 3 年 10 月 13 日規則第 78 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めるもののほか、本市が市民又は市に關係する個人若しくは団体に対して行う表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(平 20 規則 13・全改)

(表彰の種類)

第 2 条 表彰の種類は、市政功勞表彰、市政協力表彰、特別表彰、榮譽表彰及び特別榮譽表彰とする。

(平 12 規則 76・追加、平 20 規則 13・一部改正)

(表彰の基準)

第 3 条 市政功勞表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 10 年以上長崎市議会の議員の職にあつた者又はある者
- (2) 産業、經濟、文化その他について特に功勞があると認められるもの
- (3) 徳行が顯著で他の模範となると認められるもの
- (4) その他市政について特に功績があると認められるもの

2 市政協力表彰は、地道な活動を繼續して行い、市政の發展に貢獻したもののについて行うものとする。

3 特別表彰は、芸術文化又はスポーツの全国大会若しくは国際大会等において優秀な成績を収めたものについて行うものとする。

4 榮譽表彰は、本市の誇りとなる功績があり、本市の名声を高めたものについて行うものとする。

5 特別榮譽表彰は、本市の誇りとなる顯著な功績があり、本市の名声を高めたものについて行うものとする。

6 第 1 項第 1 号に該当する者については、10 年ごとに表彰するものとする。

(昭 42 規則 5・平 11 規則 2・一部改正、平 12 規則 76・旧第 2 条繰下・一部改正、平 14 規則 93・平 20 規則 13・令 3 規則 78・一部改正)

(表彰の制限)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するものは、前条の規定にかかわらず、表彰を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 10 年を経過しない者
- (2) 罰金の刑(交通事件に係る即決裁判に係るものを除く。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市民感情にそぐわない者及び表彰することが適當でないもの

(平 16 規則 79・追加、平 20 規則 13・一部改正)

(表彰の方法)

第 5 条 市政功勞表彰、特別表彰、栄譽表彰及び特別栄譽表彰の表彰は、市長が表彰状及び記念品又は記念品料を授与して行う。

2 市政協力表彰の表彰は、市長が感謝状及び記念品又は記念品料を授与して行う。

3 表彰を受けたものの氏名、住所等は、表彰者名簿(別記様式)に登載するとともに、市政功勞表彰、栄譽表彰及び特別栄譽表彰を受けたものにあつては、これを市の発行する広報紙により公表するものとする。

(昭 41 規則 14・昭 42 規則 5・平 11 規則 2・一部改正、平 12 規則 76・旧第 4 条繰下・一部改正、平 16 規則 79・旧第 5 条繰下・一部改正、平 20 規則 13・旧第 6 条繰上・令 3 規則 78・一部改正)

第 6 条 表彰を受ける者が、表彰前に死亡したときは、当該表彰に係る表彰状又は感謝状及び記念品又は記念品料はその遺族に授与する。

(平 12 規則 76・旧第 5 条繰下、平 14 規則 93・一部改正、平 16 規則 79・旧第 6 条繰下、平 20 規則 13・旧第 7 条繰上・一部改正)

(表彰の期日)

第 7 条 表彰は、毎年 4 月 1 日に行う。ただし、特別の理由があるときは、変更し、又は随時に行うことができる。

(平 11 規則 2・一部改正、平 12 規則 76・旧第 6 条繰下、平 16 規則 79・旧第 7 条繰下、平 20 規則 13・旧第 8 条繰上)

(待遇)

第 8 条 市政功勞表彰を受けたものに対しては、儀式又は公の会合で相当の待遇をするものとする。

2 市政功勞表彰、市政協力表彰、栄譽表彰及び特別栄譽表彰を受けた者が死亡したときは、弔意を表するものとする。

(昭 42 規則 5・一部改正、平 12 規則 76・旧第 7 条繰下、平 16 規則 79・旧第 8 条繰下・一部改正、平 20 規則 13・旧第 9 条繰上・一部改正)

(待遇の停止)

第 9 条 表彰を受けたものが、第 4 条各号に該当することとなつたときは、第 5 条第 3 項に規定する表彰者名簿から消除するとともに、前条の待遇を停止する。

(昭 42 規則 5・一部改正、平 12 規則 76・旧第 8 条繰下、平 14 規則 93・一部改正、平 16 規則 79・旧第 9 条繰下・一部改正、平 20 規則 13・旧第 10 条繰上・一部改正)

(委任)

第 10 条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(平 12 規則 76・旧第 9 条繰下・一部改正、平 16 規則 79・旧第 10 条繰下、平 20 規則 13・旧第 11 条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平 16 規則 79・旧附則・一部改正)

(香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う経過措置)

2 平成 17 年 1 月 3 日までに香焼町表彰規則(平成 3 年香焼町規則第 15 号)、伊王島町表彰規則(昭和 62 年伊王島町規則第 5 号)、高島町表彰規則(昭和 42 年高島町規則第 3 号)、野母崎町表彰規則(昭和 53 年野母崎町規則第 2 号)、外海町表彰規則(平成 2 年外海町規則第 8 号)又は三和町表彰条例(昭和 45 年三和町条例第 2 号)の規定により表彰を受けたもののうち、第 3 条第 1 項各号に掲げる基準に該当するものとして市長が認めるものについては、市政功労表彰を受けたものとみなす。

(平 16 規則 79・追加)

(琴海町の編入に伴う経過措置)

3 平成 18 年 1 月 3 日までに旧琴海町の表彰を受けたもののうち、第 3 条第 1 項各号に掲げる基準に該当するものとして市長が認めるものについては、市政功労表彰を受けたものとみなす。

(平 17 規則 133・追加)

附 則(昭和 41 年 3 月 30 日規則第 14 号)抄

この規則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 42 年 3 月 2 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 1 月 19 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 30 日規則第 76 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 4 月 25 日規則第 93 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 11 月 15 日規則第 79 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 17 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 16 日規則第 133 号)

この規則は、平成 18 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 10 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 6 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 10 月 13 日規則第 78 号)

この規則は、公布の日から施行する。